

国自貨第364号
国自安第81号
国自情第160号
国自整第148号
令和6年9月30日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿（単名各通）

物流・自動車局貨物流通事業課長
物流・自動車局安全政策課長
物流・自動車局自動車情報課長
物流・自動車局自動車整備課長

鉄道輸送障害時におけるトラック代行輸送に使用する車両と運転者の移動に関する取扱いの特例について

令和6年9月21日から下越地方を中心とした大雨の影響により、羽越本線村上駅から間島駅間において道床流出が発見され、同線区を走行する貨物列車に運休が生じている。

羽越本線は近畿地方から東北地方・北海道までを結ぶ日本海縦貫線として物流の円滑化のために一翼を担う重要な線区であるが、今回の自然災害による被害により鉄道貨物の輸送力が十分に確保できなくなっていると同時に、北海道からの農産品の輸送などにおいて、今後、物流への影響が深刻化されることが懸念されている。

このため、当該区間の復旧までの期間は、貨物利用運送事業者が手配した貨物運送事業者がトラックによる代行輸送を行うことが検討されており、今般、公益社団法人全国通運連盟及び日本貨物鉄道株式会社の連名による要望書が提出され、輸送力確保のための緊急対応についての請願があった。

物流の2024年問題への対応として、鉄道とトラックによるモーダルシフトの更なる推進について取り組む中、このような事態において、トラックによる代行輸送への社会的期待は大変大きなものとなっているが、現在、貨物自動車運送事業者は、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「勤務時間等基準告示」という。）に基づき、運転者を144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要があるため、同告示の特例措置が必要となっている。

よって、輸送の安全を確保する同告示は堅持しつつ、鉄道輸送障害時におけるトラック代行輸送に使用する車両と運転者の移動に関する法令上の取扱いについて弾力的に対応するため、貨物自動車運送事業者が既存の営業所（以下「配車元営業所」という。）に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者（以下「車両等」という。）を臨時的に新潟貨物ターミナル駅近郊又は酒田港駅近郊に設ける拠点（以下

「被災地拠点」という。)に移動して当該代行輸送に係る事業活動を行おうとする場合の特例として下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が、配車元営業所に配置する車両等を当該営業所から被災地拠点に移動して事業活動を行おうとする場合であって、次項を満たす場合、勤務時間等基準告示中「一の運行」の適用において当該被災地拠点を運転者の所属する営業所とみなす。なお、配車元営業所を出発してから同営業所へ帰着するまでの期間が144 時間を超えない場合はこの限りでない。
2. 輸送の安全確保及び事業の適正遂行のため、前項のみなし規定（以下「特例措置」という。）の適用を受ける場合、被災地拠点は、次の各号をいずれも満たすこと。
 - (1) 勤務を終了した運転者が有効に利用することができる睡眠に必要な施設が確保されていること。
 - (2) 事業活動を行う車両（以下「配車車両」という。）を適切に駐車するための車両置場が確保されていること。
 - (3) 3. (2) による点呼が確実に履行される体制を整備すること。
3. 特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、次により行うこと。
 - (1) 配車車両に係る運行管理及び車両管理の責任は配車元営業所が負うこと。
 - (2) 配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器を用いて確実に点呼を実施すること。
 - (ア) 被災地拠点において貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条に規定する点呼^{*}を実施すること。

※対面による点呼、遠隔点呼、業務後自動点呼、IT 点呼又は運行上やむを得ない場合には電話その他の方法による点呼
 - (イ) 運行上やむを得ない場合以外であって、業務前後の点呼において(ア)の実施が困難な場合については、業務前後において、配車元営業所の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が電話その他の方法による点呼を実施し、併せて他の自動車運送事業者に属する者（補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに係る業務を行うことについて、申合せがなされている事業者）に属する者に限る。以下同じ。）により当該点呼を受けた運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、対面による確認を受け、当該点呼を実施した運行管理者等は、その確認結果について、確認を行った者から報告を受け、記録すること。
 - (3) 法令に基づく日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施すること。
 - (4) 配車元営業所においては、配車車両についての運行管理及び車両管理に関する業務の実施状況を被災地拠点から、随時、報告させるとともに法令に基づき必要となる配車車両に係る記録の保存等の業務を実施すること。
 - (5) 上記(2)～(4)に係る業務の処理方法については、運行管理規程等に明確に定めること。

4. 特例措置の適用を開始、変更又は廃止しようとする事業者は、次により配車元営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）へ届出するものとする。

- (1) 被災地拠点毎に届出すること。
- (2) 届出書は、別添様式1によること。
- (3) 届出書（廃止する場合を除く）には、以下の書面を添付すること。なお、変更届出については、当該変更にかかるものに限る。
 - (ア) 車両置場及び睡眠に必要な施設に係る宣誓書（別添様式2）
 - (イ) 睡眠施設及び車両置場の図面又は写真
 - (ウ) 3.（2）（イ）の取扱いをする場合は他の事業者との申合せ書（別添様式3）
- (4) 届出書の提出部数は、3部（配車元営業所と被災地拠点が同一県内の場合は2部）とする。

5. 届出書の処理は次のとおりとする。

- (1) 前項の届出書を受理した運輸支局等は、受付印を押印のうえ、届出者の控として1部を返付するとともに、被災地拠点を管轄する運輸支局（以下「被災地拠点管轄運輸支局」という。）に1部を送付すること。
- (2) 届出書を受理した運輸支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両に備え置くよう指導すること（廃止する場合を除く。）。

6. 運輸支局等は、違反行為を防止するために次の措置を行うこと。

- (1) 配車元営業所を管轄する運輸支局等及び被災地拠点管轄運輸支局においては、届出書の受理にあたり、2. 及び3. 各号が適切に実施されるよう当該事業者を指導するとともに、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）への情報提供を行うこと。
- (2) 被災地拠点管轄運輸支局においては、年度末に当該事業者が2. 及び3. 各号を適切に実施しているか実態を把握するため、事業者が被災地拠点に配置した運行管理者若しくは補助者、被災地拠点において遠隔点呼またはIT点呼を実施した配車元営業所の運行管理者等又は他の自動車運送事業者に属する者に、自主点検表（別添様式4）により事業の点検を行わせ、翌年度の4月30日までに被災地拠点管轄運輸支局に提出させること。
- (3) 被災地拠点管轄運輸支局は（2）の実態を把握し、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合にあっては、被災地拠点に配置した運行管理者若しくは補助者又は他の自動車運送事業者に属する者に対し、法令遵守事項等について報告させ、呼出等により必要な指導を行うとともに、配車元営業所を管轄する運輸支局等に情報提供すること。
- (4) 配車元営業所を管轄する運輸支局等においては、（3）の情報提供を受けた場合は、被災地拠点管轄運輸支局の指導内容の履行状況について、事業者から報告させること。
- (5) （2）における自主点検表を提出しない事業者又は地方実施機関からの通報等により、2. 及び3. 各号のいずれかに反する行為を行っていると思料される事業者に対しては、貨物自動車運送事業法第60条に基づく報告徴収又は監査を速やかに行うこと。
- (6) （4）及び（5）による報告徴収、監査等により、法令違反の事実が確認された

場合には、配車元営業所に対し、貨物自動車運送事業法第 33 条に基づく処分等を厳正に行うこと。

7. 本通達による取扱いの期間を超えることが予想される事業者に対しては、本通達による取扱いの期間終了までに被災地拠点又はその付近に営業所を新設する認可を取得するよう指導すること。
8. 本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 12 条第 1 項の変更登録の規定にはあたらないことから同項の手続きは不要である。
9. 本通達による取扱いをした場合、事業計画の変更にあたらないものであることに鑑み、システム台帳への入力は不要である。
10. 本通達による取扱いは、令和 6 年 10 月 31 日までとする。

附 則

この通達は、令和 6 年 9 月 30 日より施行する。